

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領の一部を改正する訓令新旧対照表

○一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領（令和四年八月三十日制定）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><b>第1章 総則</b>（略）</p>	<p><b>第1章 総則</b>（略）</p>
<p><b>第2章 収入の見通しの算定に係る審査・査定方針</b></p>	<p><b>第2章 収入の見通しの算定に係る審査・査定方針</b></p>
<p><b>第1節 費用ごとの審査・査定の考え方</b></p>	<p><b>第1節 費用ごとの審査・査定の考え方</b></p>
<p>費用ごとの審査・査定は以下の観点から行うこととする。なお、審査・査定の結果を踏まえ、適正に補正したと認められる費用が、事業計画に照らして整合的であることを確認することとする</p>	<p>費用ごとの審査・査定は以下の観点から行うこととする。なお、審査・査定の結果を踏まえ、適正に補正したと認められる費用が、事業計画に照らして整合的であることを確認することとする。</p>
<p><b>1. 第一区分費用の審査・査定</b></p>	<p><b>1. 第一区分費用の審査・査定</b></p>
<p>一 審査・査定方針（略）</p>	<p>一 審査・査定方針（略）</p>
<p>二 査定方法</p>	<p>二 査定方法</p>
<p>（1）個別査定</p>	<p>（1）個別査定</p>
<p>①規制期間における見積り費用の個別査定</p>	<p>①規制期間における見積り費用の個別査定</p>
<p>普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は収入の見通しへの算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、個別に妥当性を確認した上で、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に収入の見通しへの算入を認める。</p>	<p>普及開発関係費（公益的な目的から行う情報提供に係るものを除く。）、寄付金及び団体費は収入の見通しへの算入を認めない。ただし、合理的な理由がある場合には、個別に妥当性を確認した上で、これらの費用の額及び内容を公表することを前提に収入の見通しへの算入を認める。</p>
<p>また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、収入の見通しへの算入を認めない。</p>	<p>また、電気の供給にとって優先度が低いものや、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、収入の見通しへの算入を認めない。</p>
<p>従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮</p>	<p>従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮</p>

等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）については、収入の見通しへの算入を認めない。

（削る）

役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっているか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）や参照期間における実績等と比較して妥当なものとなっているかの観点から、査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

②参照期間における実績費用の個別査定 （略）

（2）・（3） （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

#### 5. 制御不能費用の審査

算定省令第六条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（1）～（23） （略）

等であって、一般送配電事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。)に係る費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

制度的に収入の見通しに算入することが認められているもの以外の費用等（集金等の小売に係る費用等）については、収入の見通しへの算入を認めない。

消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として収入の見通しへの算入を認めない。

役員給与について、役員数が一般送配電事業等に係る業務の執行上必要不可欠なものとなっているか、役員給与が国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局長、内部部局長等の平均）や参照期間における実績等と比較して妥当なものとなっているかの観点から、査定する。妥当であると認められない費用については、収入の見通しへの算入を認めない。

②参照期間における実績費用の個別査定 （略）

（2）・（3） （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）

#### 5. 制御不能費用の審査

算定省令第六条第三項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

（1）～（23） （略）

<p>(24) <u>規制期間における物価等の変動に伴う費用の増減額のうち、物価等の変動見込み率については、費用区分ごとに適切な一般指標を参照することとし、参照指標の過去の傾向や公的な予測値と照らして、変動見込み率が妥当な設定となっていることを審査する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2節 効率化係数の設定について (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2節 効率化係数の設定について (略)</p>
<p><b>第3章 事後調整</b></p> <p>算定省令第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整については、その適合要件や乖離値の妥当性について、査定を行うこととする。また、第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整に伴い、第十八条に規定する承認を受けた収入の見通しと、規制期間における需要変動に起因して生じる収入実績の乖離値のうち、<u>廃炉円滑化負担金相当金に起因する乖離値を第六条第三項第六号に定める方法により算定した額に算入することとする。</u>ただし、施行規則第四十五条の二十一の十四第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間又は同規則第四十五条の二十一の十七第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間が規制期間中に終了した場合における翌規制期間の取扱いについては、この限りではない。</p> <p><u>また、算定省令第十二条から十四条に定める制御不能費用（物価等の変動に伴う費用の増減額に限る）の調整については、一般指標の変</u></p>	<p><b>第3章 事後調整</b></p> <p>算定省令第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整については、その適合要件や乖離値の妥当性について、査定を行うこととする。また、第十二条から第十八条までに定める収入の見通しの事後調整に伴い、第十八条に規定する承認を受けた収入の見通しと、規制期間における需要変動に起因して生じる収入実績の乖離値のうち、<u>賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金に起因する乖離値を第六条第三項第六号に定める方法により算定した額に算入することとする。</u>ただし、施行規則第四十五条の二十一の十四第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間又は同規則第四十五条の二十一の十七第一項の規定により通知された同項二号の回収の期間が規制期間中に終了した場合における翌規制期間の取扱いについては、この限りではない。</p> <p>(新設)</p>

動が、規制期間の初年度の前々年度の一般指標の値を基準として、対象費用が計上される年度の前年度までの変動（減価償却費においては、当該設備が竣工する年度の前年度までの変動）となっているかを確認する。

また、算定省令第第十二条から十四条に定める事業報酬、追加事業報酬の調整については、以下の点を確認する。

1. 承認を受けた収入の見通しの算定時における事業報酬及び追加事業報酬について、算定省令第第十二条から十四条に規定する制御不能費用（物価等の変動に伴う費用の増減額に限る）及び第二区分費用の想定値と実績値（規制期間の最終年度にあつては実績推定値）の乖離値又は乖離が見込まれる値を調整する場合に、それに伴って変動する特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値又は当該乖離が見込まれる値が妥当と認められる場合には、当該乖離値に承認を受けた収入の見通しの算定時における報酬率を乗じて得た額とする。

2. 承認を受けた収入の見通しの算定時における事業報酬及び追加事業報酬について、各年度の前年度までの五か年の平均における国債、地方債等公社債の利回りの実績率（規制期間の最終年度にあつては合理的に算定した率）に基づき算定された報酬率と承認を受けた収入の見通しの算定時における報酬率との乖離値又は乖離が見込まれる値を調整する場合には、当該乖離値又は当該乖離が見込まれる値に、承認を受けた収入見通しの算定時における各年度のレートベース（算定省令第第十二条及び十四条の調整を行なう場合は、前項の特定固定資産及び建設中の資産に係る乖離値を調整した各年度のレートベース）を乗じて得た額とする。

なお、算定省令第十七条に定める経営の効率化等を踏まえた調整のうち、配電事業者の取組に起因する収入の見通しの事後調整は、投資に係る事業計画において記載した投資量を規制期間における投資量の実績が下回った場合における実績値（付随して発生する第一区分費用

なお、算定省令第十七条に定める経営の効率化等を踏まえた調整のうち、配電事業者の取組に起因する収入の見通しの事後調整は、投資に係る事業計画において記載した投資量を規制期間における投資量の実績が下回った場合における実績値（付随して発生する第一区分費用

及び次世代投資費用の実績値を含む) について妥当な値になっているかを査定する。	及び次世代投資費用の実績値を含む) について妥当な値になっているかを査定する。
---	---